

文教大学大学院学則

第1章 総則

第1条 この学則は、文教大学学則第4条第4項により、文教大学（以下「本大学」という。）が設置する大学院について必要事項を定める。

第2条 文教大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本大学の学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、専門の学科を教授研究し、深広な学識と研究能力を養い、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条 本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うために、各研究科に自己評価委員会を置く。

第4条 本大学院に次の研究科を置く。

人間科学研究科

言語文化研究科

情報学研究科

国際学研究科

教育学研究科

2 各研究科、専攻の人材養成その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

研究科	人材養成その他の教育研究上の目的
人間科学研究科	人間科学を構成する諸学問の知見を踏まえ、人間の心理と社会に関する総合的な理解及び学術性や実践性を備えた研究等を通じて、心の健康や人間性などに関して幅広い見識と高度の専門的能力を身につけた人材を養成すること。
臨床心理学専攻	修士課程においては、心理学及び臨床心理学の学識を身につけるとともに、臨床体験によって習得した臨床技能及び臨床を踏まえた研究を通じて、高い専門性と豊かな人間性を備えた心理臨床家を養成すること。博士後期課程においては、一層高度の研究・学識・技能を通じて、臨床心理学領域における自立した研究者及び心理臨床家の指導ができる高度専門職業人を養成すること。
人間科学専攻	心理学・社会学・教育学・社会福祉学などの学際的・総合的知見を基礎とし、研究・実践を通じて、人間と社会に関する幅広い見識と、諸課題解決に対する高い専門性を持つ社会に貢献できる人材を養成すること。
言語文化研究科	言語及び言語文化に関する基礎理論の修得を基盤に、各地域の言語・文学（上演芸術を含む）・文化に対する専門的な理解を通して、広く異文化間に架橋できる高度な専門的職業人を養成し、また第二言語に対する先端的な言語能力の修得と研究により、国際的な言語教育の分野において指導的な役割を果たす人材を養成すること。 修士課程においては、地域言語文化や第二言語の研究を通じて、高い専門性と豊かな人間性を備えた専門的職業人を養成すること。博士後期課程においては、地域言語文化や第二言語の一層高度な研究・学識・技能を通じて、さらに高い専門性と豊かな人間性を備えるとともに、自立した研究や教育ができる高度な専門的職業人を養成すること。
情報学研究科	情報システム及び情報コンテンツの分野について、システムに

	関する知識を有し、システムの能力を十分に利活用できる能力、及び利活用に関するニーズを情報システムの構築に反映できる能力を併せ持つ人材を養成すること。
国際学研究科	社会、政治、経済、文化、コミュニケーションなどの知識を基礎に、国際協力、市民社会、観光などの領域での専門的知識や実務的技術を通じて、“Think globally, act locally”を実践できる高度専門職業人を養成すること。
教育学研究科	教育学、心理学、各教科指導法などの領域における高度に理論的な教育・研究とともに、各領域間の連携を深めつつ、学校教育を包含したより広い教育のあり方について考究することができる人材を養成すること。

第5条 各研究科に次の専攻及び課程を置く。

研究科	専攻	課程
人間科学研究科	臨床心理学専攻	修士課程
		博士後期課程
言語文化研究科	言語文化専攻	修士課程
		博士後期課程
情報学研究科	情報学専攻	修士課程
国際学研究科	国際学専攻	修士課程
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程

第6条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程として取り扱うものとする。

3 この学則において、博士課程の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

第8条 本大学院における各研究科の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
人間科学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	20名	40名
		博士後期課程	2名	6名
	人間科学専攻	修士課程	10名	20名
言語文化研究科	言語文化専攻	修士課程	10名	20名
		博士後期課程	2名	6名

情報学研究科	情報学専攻	修士課程	6名	12名
国際学研究科	国際学専攻	修士課程	5名	10名
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程	10名	20名

第9条 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。

2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることはできない。

第2章 教育課程

第10条 本大学院の教育及び研究は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 本大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

3 授業及び教育課程については、本学学則第9条及び第9条の2を準用する。

第11条 各研究科の授業科目及び単位数は、別表〔I〕から〔V〕のとおりとする。

第12条 修士課程の学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、別表〔VI〕に定める単位を修得しなければならない。

2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、別表〔VI〕に定める単位を修得しなければならない。

3 履修方法については、各研究科教授会の定めるところによる。

第12条の2 本大学院に設置する研究科の各課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、第43条の規定にかかわらず夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の実施にあたって必要な事項は、各研究科教授会の定めるところによる。

第12条の3 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適正に行うものとする。

第13条 各授業科目の単位の基準及び成績の評価については、本大学学則第16条、第18条及び第20条の規定を準用する。

2 各研究科修士課程の学生は、研究科教授会が必要と認めるときは、同一研究科修士課程の他の専攻又は他研究科修士課程の授業科目を履修することができる。これにより履修した授業科目の修得単位は、10単位を超えない範囲で、研究科教授会の議により前条第1項に規定する単位数に充当することができる。

第14条 学生は、本大学院と協定を行った他の大学院において、その授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で研究科教授会の議により本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が研究科教授会の承認を得て外国の大学院に留学する場合に準用する。

4 本条の単位認定に必要な事項は、別に定める。

第14条の2 学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、10単位を超えない範囲で研究科教授会の議により本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本条の単位認定に必要な事項は、別に定める。

第3章 学位

第15条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	学位
人間科学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	修士（心理学）
		博士後期課程	博士（心理学）
	人間科学専攻	修士課程	修士（人間科学）
言語文化研究科	言語文化専攻	修士課程	修士（文学）
		博士後期課程	博士（文学）
情報学研究科	情報学専攻	修士課程	修士（情報学）
国際学研究科	国際学専攻	修士課程	修士（国際学）
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程	修士（学校教育）

第16条 修士の学位は、本大学院の修士課程に2年以上在学し、第12条第1項に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対してこれを授与する。

2 博士の学位は、本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、第12条第2項に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対してこれを授与する。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院の博士後期課程に所定期間在籍し所要の授業科目を履修した者と同等以上の学力を有すると認められた者が、本大学院に博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した場合にもこれを授与することができる。

4 学位論文の審査、最終試験その他の学位に関して必要な事項は、文教大学大学院学位規則の定めるところによる。

5 前第1項、第2項及び第3項の学位の授与は、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

第4章 教育職員免許状

第17条 言語文化研究科言語文化専攻又は教育学研究科学校教育専攻の修士課程を修了し修士の学位を授与された者で、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得したものは、教

育職員免許状を取得することができる。

2 前項に規定する教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類
言語文化研究科	言語文化専攻	中学校教諭専修免許状「国語」 高等学校教諭専修免許状「国語」 中学校教諭専修免許状「英語」 高等学校教諭専修免許状「英語」
教育学研究科	学校教育専攻	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状「国語」 高等学校教諭専修免許状「国語」 中学校教諭専修免許状「社会」 高等学校教諭専修免許状「地理歴史」 中学校教諭専修免許状「数学」 高等学校教諭専修免許状「数学」 中学校教諭専修免許状「理科」 高等学校教諭専修免許状「理科」 中学校教諭専修免許状「音楽」 高等学校教諭専修免許状「音楽」 中学校教諭専修免許状「美術」 高等学校教諭専修免許状「美術」 中学校教諭専修免許状「保健体育」 高等学校教諭専修免許状「保健体育」 中学校教諭専修免許状「家庭」 高等学校教諭専修免許状「家庭」

第5章 入学、退学等

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

第19条 本大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で22歳に達した者

2 本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

第20条 前条第1項及び第2項各号のいずれかの資格を満たし、本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、定められた期日までに提出しなければならない。

第21条 入学の許可は、選考の結果に基づき、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

2 外国の志願者に対する選考に関する規程は、別に定める。

第22条 入学を許可された者は、別に定める細則により、所定の手続きを経て入学許可書を受けなければならない。

第23条 退学しようとする者は、その理由を明らかにし、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第24条 疾病その他の理由により引き続き3か月以上出席することができない者は、その理由を明らかにし、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 休学の期間は、その学期内とする。ただし、願い出により修士課程は通算2年間（4学期）を博士後期課程は通算3年間（6学期）を限度として休学することができる。

3 学長は、前項ただし書きの規定にかかわらず、国際学研究科修士課程においては、特別の理由があり、その理由に妥当性があると研究科教授会が認めた場合には、更に1年以内の休学を許可することができる。

4 休学期間は、在学年数に通算しない。

第25条 休学期間中にその理由が止み復学しようとするときは、休学期間満了10日前までに保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第26条 他の大学院から転入学を志望する者の入学許可は、選考の結果に基づき、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

第27条 他の大学院へ転学しようとする者は、その理由を明らかにし、保証人連署の転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第28条 外国の大学院に留学を希望する者は、研究科教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の留学期間は、第7条所定の修業年限に含まれるものとし、また、第9条所定の在学期間は、留学に必要な期間これを超えることができる。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

- (1) 休学期間満了時に復学、休学、退学のいずれにも願い出ない者
- (2) 授業料等学納金の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (3) 許可なく履修届を提出しない者
- (4) 本大学院での学修が不可能となった者
- (5) 入学を辞退した者

第30条 本大学院を自ら退学した者又は除籍若しくは退学の処分を受けた者の再入学の許可は、選考の結果に基づき、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

第6章 学納金

第31条 本大学院の学納金は、次のとおりとする。ただし、実験、実習等についての費用は、別に徴収することがある。

	人間科学 研究科	言語文化 研究科	情報学 研究科	国際学 研究科	教育学 研究科
入 学 金	280,000 円	280,000 円	280,000 円	280,000 円	280,000 円
授 業 料	636,000 円	636,000 円	636,000 円	636,000 円	636,000 円

教育充実費	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円
計	1,016,000 円	1,016,000 円	1,016,000 円	1,016,000 円	1,016,000 円

2 前項に規定する入学金は、本大学院の修士課程から博士後期課程に進学する者については、これを徴収しないものとする。

3 本大学院の博士後期課程に在籍している者のうち、当該課程の修了に必要な所定の単位を修得している者が、標準修業年限を超えて在学する場合の授業料は、第31条第1項の規定にかかわらず、300,000円（半期150,000円）とする。

第32条 授業料及び教育充実費は、授業出席の有無にかかわらず、指定の期日までに納付しなければならない。

第33条 既納の学納金は、原則として返付しない。ただし、休学期間中の授業料は、これを免除する。

第7章 教職員組織

第34条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学の専任の教授又は准教授がこれを担当する。ただし、必要に応じて専任又は兼任の講師及び助教に授業を担当させることができる。

第35条 本大学院に必要な事務職員を置く。

第36条 本大学院に教学及び大学院運営上の重要事項を審議するため大学院委員会を置き、各研究科に教学上の重要事項を審議するため研究科教授会を置く。

2 研究科教授会運営規程は、別に定める。

第37条 研究科教授会は、研究科の授業又は研究指導を担当する本大学の専任教員（教授、准教授、講師及び助教）をもって組織する。

2 研究科長は、研究科教授会の議に基づき所属教授のうちから選任し、学長が任命する。

3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第38条 研究科長は、教授会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ指名された者がその職務を代行する。

3 学長は、研究科教授会に出席して意見を述べるることができる。

第39条 研究科教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の留学、休学、転学、退学、除籍その他学生の身分に関する事項
- (4) 教育課程及び試験に関する事項
- (5) 研究及び指導に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 教員の教育研究業績・資格の審査に関する事項
- (8) 学内規程等により、研究科教授会の審議とされている教学上の事項
- (9) その他研究科の教育及び研究上必要な事項、及び学長が諮問した教学上の事項

2 研究科教授会は、審議した事項について学長に報告しなければならない。

第40条 大学院委員会は、次の者をもって構成し、当該役職者は、その在任中委員となるものとする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 人間科学研究科長、言語文化研究科長、情報学研究科長、国際学研究科長及び教育学研究科長
- (4) 教育学部長、人間科学部長、情報学部長、文学部長及び国際学部長
- (5) 臨床心理学専攻長、人間科学専攻長、言語文化専攻長、情報学専攻長、国際学専攻長及び学校教育専攻長
- (6) 大学事務局長
- (7) 大学事務局長より指名された大学事務局次長3名以内

第41条 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ指名された者がその職務を代行する。

第42条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則及び大学院全体に係る規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) その他大学院に関する教学上の重要事項

2 大学院委員会の運営に関する規程は、別に定める。

第42条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第8章 学年、学期及び休業日

第43条 本大学院の学年、学期及び休業日については、本大学学則第49条から第51条までの規定を準用する。

第9章 賞罰

第44条 賞罰については、本大学学則第52条から第55条までの規定を準用する。

第10章 研究生、委託生、聴講生及び科目等履修生

第45条 本大学院修士課程を修了した者若しくは博士課程における標準修業年限を終了し退学した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、研究指導を受けることを希望する者は、研究科教授会による選考の上、研究生としての入学許可を学長から得なければならない。

第46条 公共機関等から、その所属職員の研修について委託の願い出があるときは、教育及び研究に妨げのない限り、研究科教授会による選考の上、学長が委託生としての受け入れを許可する。

第47条 本大学院の特定授業科目について聴講を希望する者は、研究科教授会による選考の上、聴講生としての入学許可を学長から得なければならない。

第48条 本大学院の特定授業科目について科目等履修を希望する者は、研究科教授会

による選考の上、科目等履修生としての入学許可を学長から得なければならない。

第 11 章 研究指導施設等

第 49 条 本大学院に学生研究室及び演習室を置く。

2 本大学の施設は、必要に応じて大学院生の研究及び指導のために使用することができる。

第 50 条 本大学院の研究科に次の付属研究所を置く。

研究科	研究所
人間科学研究科	付属臨床相談研究所
言語文化研究科	付属言語文化研究所

2 前項の研究所に関する規程は、別に定める。

第 12 章 厚生施設

第 51 条 本大学の厚生施設は、大学院学生にもこれを使用させる。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、平成 10 年度以前に入学した学生の学則は、入学年度施行の学則による。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、平成 11 年度以前に入学した学生の学則は、第 17 条を除き入学年度施行の学則による。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、平成 12 年度以前に入学した学生の学則は、第 17 条を除き入学年度施行の学則による。

附 則

この学則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、平成 12 年度以前に入学した学生の学則は、第 17 条を除き入学年度施

行の学則による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行し、施行に必要な細則は別に学長が定める。ただし、平成13年度以前に入学した学生の学則は、第24条を除き入学年度施行の学則による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、平成14年度以前に入学した学生の学則は入学年度施行の学則によるものとし、第24条については平成13年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、平成15年度以前に入学した学生の学則は、第29条第3号を除き入学年度施行の学則によるものとし、第24条については平成13年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、平成16年度以前に入学した学生の学則は、第29条第3号を除き入学年度施行の学則によるものとし、第24条については平成13年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、平成16年度以前に入学した学生の学則は、第29条第3号を除き入学年度施行の学則によるものとし、第24条については平成13年度以前に入学した学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、平成16年度以前に入学した学生の学則は、第29条第3号を除き入学年度施行の学則によるものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、平成16年度以前に入学した学生の学則は、第29条第3号を除き入学年度施行の学則によるものとし、第12条の2の規定は、教育学研究科においては平成21年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、第31条第3項の規定については、平成27年度に入学した学生から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。ただし、第12条第1項の規定は、平成31年度に入学した学生から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

る。

別表〔Ⅰ〕 人間科学研究科授業科目

(1) 臨床心理学専攻修士課程

授業科目	単位	履修方法		
		必修	選択	自由
臨床心理学特論Ⅰ	2	2		
臨床心理学特論Ⅱ	2	2		
臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2	2		
臨床心理面接特論Ⅱ	2	2		
臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	2		
臨床心理査定演習Ⅱ	2	2		
臨床心理基礎実習	2	2		
臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習1)	1	1		
臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習2)	1	1		
臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習3)	1	1		
臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習4)	5	5		
臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習5)	1	1		
臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習6)	1	1		
臨床心理実習Ⅱ	1	1		
心理学研究法特論	2		2	
臨床心理学研究法演習	2		2	
教育心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2		2	
心の健康教育に関する理論と実践	2		2	
人格心理学特論	2		2	
イメージ心理学特論	2		2	
犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2		2	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		2	
家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2		2	
人間関係と法	2		2	
精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2		2	
福祉分野に関する理論と支援の展開	2		2	
異常心理学特論	2		2	
神経心理学特論	2		2	
遊戯療法特論	2		2	
精神分析特論	2		2	
家族療法特論	2		2	
認知行動療法特論	2		2	
心理療法特論	2		2	

(2) 臨床心理学専攻博士後期課程

授業科目	単位	履修方法		
		必修	選択	自由
臨床心理学研究法Ⅰ	2	2		
臨床心理学研究法Ⅱ	2	2		
臨床心理査定・面接研究Ⅰ	2	2		
臨床心理査定・面接研究Ⅱ	2	2		
臨床心理学研究Ⅰ	2	2		
臨床心理学研究Ⅱ	2	2		
人格心理学研究	2		2	
教育心理学研究	2		2	
異常心理学研究	2		2	
心理療法研究Ⅰ(遊戯療法)	2		2	
心理療法研究Ⅱ(箱庭療法)	2		2	
心理療法研究Ⅲ(認知行動論)	2		2	
心理療法研究Ⅳ(統合的心理療法)	2		2	
心理療法研究Ⅴ(スーパーヴィジョン技法)	2		2	

(3) 人間科学専攻修士課程

授業科目	単位	履修方法		
		必修	選択	自由
人間科学特論	2	2		
人間科学研究法Ⅰ	2	2		
人間科学研究法Ⅱ	2	2		
健康と疾患の心理学	2		2	
ビジネスの心理学	2		2	
実験心理学特論	2		2	
リスクの心理学	2		2	
生涯学習特論	2		2	
子ども・若者活動支援特論	2		2	
社会教育特論	2		2	
学校教育特論	2		2	
教育政策特論	2		2	
コミュニティ活性化特論	2		2	
スポーツ・ウェルネス特論	2		2	
高齢者健康援助特論	2		2	
地域福祉特論	2		2	
スクールソーシャルワーク特論	2		2	
ソーシャルワーク特論	2		2	
家族・ジェンダー・セクシュアリティ	2		2	
社会学演習	2		2	
文化人類学演習	2		2	
メディア社会学特論	2		2	
人格心理学特論	2		2	
デザインの心理学	2		2	
生命倫理特論	2		2	

別表〔Ⅱ〕 言語文化研究科授業科目

(1) 言語文化専攻修士課程

授業科目	単位	履修方法		
		必修	選択	自由
言語学特論	2		2	
言語文化特論	2		2	
比較文化特論	2		2	
社会言語学特論	2		2	
心理言語学特論	2		2	
コミュニケーション特論	2		2	
言語情報処理特論	2		2	
文学特論	2		2	
言語文化実地研究	2		2	
地域言語文化史研究（日本語の歴史）	2		2	
地域言語文化論特論Ⅰ（日本言語文化）	2		2	
地域言語文化論演習Ⅰ（日本言語文化）	2		2	
地域言語文化論特論Ⅱ（英米語圏文化）	2		2	
地域言語文化論演習Ⅱ（英米語圏文化）	2		2	
地域言語文化論特論Ⅲ（華（漢）語圏文化）	2		2	
地域言語文化論演習Ⅲ（華（漢）語圏文化）	2		2	
地域言語文化特殊研究Ⅰ（言語芸術Ⅰ）	2		2	
地域言語文化特殊演習Ⅰ（言語芸術Ⅰ）	2		2	
地域言語文化特殊研究Ⅱ（言語芸術Ⅱ）	2		2	
地域言語文化特殊演習Ⅱ（言語芸術Ⅱ）	2		2	
地域言語文化特殊研究Ⅲ（言語芸術Ⅲ）	2		2	
地域言語文化特殊演習Ⅲ（言語芸術Ⅲ）	2		2	
地域言語文化特殊研究Ⅳ（日本語学）	2		2	
地域言語文化特殊演習Ⅳ（日本語学）	2		2	
国語科教育特論	2		2	
国語科教育演習	2		2	
対照言語研究	2		2	
第二言語習得研究Ⅰ	2		2	
第二言語習得研究Ⅱ	2		2	
日本語学演習Ⅰ	2		2	
日本語学演習Ⅱ	2		2	
英米語学演習Ⅰ	2		2	
英米語学演習Ⅱ	2		2	
中国語学演習Ⅰ	2		2	
中国語学演習Ⅱ	2		2	
言語教育特論Ⅰ（日本語）	2		2	
言語教育演習Ⅰ（日本語）	2		2	
言語教育特論Ⅱ（英米語）	2		2	
言語教育演習Ⅱ（英米語）	2		2	
言語教育特論Ⅲ（中国語）	2		2	
言語教育演習Ⅲ（中国語）	2		2	
日本語教育特殊研究	2		2	
日本語教育特殊演習	2		2	
英米語コミュニケーション特論	2		2	
英米語コミュニケーション演習	2		2	
日本語文献講読	2		2	
日本語文章表現法	2		2	

(2) 言語文化専攻博士課程

授業科目	単位	履修方法		
		必修	選択	自由
言語文化研究特別演習Ⅰ―(1)	4		4	
言語文化研究特別演習Ⅰ―(2)	4		4	
言語文化研究特別演習Ⅰ―(3)	4		4	
言語文化研究特別演習Ⅱ―(1)	4		4	
言語文化研究特別演習Ⅱ―(2)	4		4	
言語文化研究特別演習Ⅱ―(3)	4		4	
言語学特殊研究Ⅰ	2		2	
言語学特殊研究Ⅱ	2		2	
日本語教育学特殊研究Ⅰ	2		2	
日本語教育学特殊研究Ⅱ	2		2	
第二言語習得特殊研究Ⅰ	2		2	
第二言語習得特殊研究Ⅱ	2		2	
日中対照比較特殊研究Ⅰ	2		2	
日中対照比較特殊研究Ⅱ	2		2	
言語文化実地研究	2		2	
日本語言語文化特殊研究Ⅰ	2		2	
日本語言語文化特殊研究Ⅱ	2		2	
日本語言語文化特殊研究Ⅲ	2		2	
日本語言語文化特殊研究Ⅳ	2		2	
英米語言語文化特殊研究	2		2	
中国語言語文化特殊研究	2		2	
比較文化特殊研究	2		2	

別表〔Ⅲ〕 情報学研究科授業科目

(1) 情報学専攻修士課程

授業科目	単位	履修方法		
		必修	選択	自由
情報学特別演習Ⅰ	4	4		
情報学特別演習Ⅱ	4	4		
情報システム特論	2		2	
情報基礎特論	2		2	
情報コンテンツ特論	2		2	
社会調査特論	2		2	
質的調査特論	2		2	
情報学研究演習	2		2	
プロジェクトマネジメント特論	2		2	
経営情報特論	2		2	
情報数理特論	2		2	
情報視覚化特論	2		2	
社会システム特論	2		2	
グラフィックデザイン特論	2		2	
コンテンツ評価特論	2		2	
映像メディア特論	2		2	
ヒューマンインタフェース特論	2		2	
ウェブ・コンテンツ特論	2		2	
コンテンツ企画特論	2		2	
消費者行動特論	2		2	
経営戦略特論	2		2	
情報化戦略特論	2		2	
財務会計情報特論	2		2	
ファイナンス特論	2		2	
社会情報特論	2		2	

別表〔Ⅳ〕 国際学研究科授業科目

(1) 国際学専攻修士課程

区分	授業科目	単位	履修方法		
			必修	選択	自由
基幹科目	国際学総論	2	2		
	国際学特別演習Ⅰ	1	1		
	国際学特別演習Ⅱ	1	1		
	国際学特別演習Ⅲ	1	1		
	国際学特別演習Ⅳ	1	1		
	国際関係論特論	2		2	
	市民社会・ガバナンス特論	2		2	
	多文化交流特論	2		2	
	国際協力特論	2		2	
	地域計画特論	2		2	
	国際ツーリズム特論	2		2	
	応用科目	開発と貧困特論	2		2
開発人類学特論		2		2	
平和とグローバルガバナンス特論		2		2	
情報デザイン特論		2		2	
国際経済・国際金融特論		2		2	
国際法特論		2		2	
地域研究特論		2		2	
ジェンダー特論		2		2	
地域文化マネジメント特論		2		2	
ソーシャルビジネス特論		2		2	
環境政策演習		2		2	
サステナブルツーリズム特論		2		2	
国際交通特論		2		2	
観光行動特論		2		2	
ホスピタリティ人材マネジメント特論		2		2	
ツーリズム心理学特論		2		2	
グローバル化と言語教育特論		2		2	
フィールド調査法演習		2		2	
日本語アカデミック・ライティング演習		2		2	
英語表現演習		2		2	
社会調査演習	2		2		

別表〔V〕 教育学研究科授業科目

(1) 学校教育専攻修士課程

授業科目	単位	履修方法		
		必修	選択	自由
学校教育学特論	2	2		
教育社会学特論	2	2		
教育心理学特論	2	2		
教育実践分析特論	2	2		
論文演習	2	2		
学校経営学特論	2	2		
生徒指導特論	2		2	
障害児教育特論	2		2	
臨床心理学特論	2		2	
教育実践分析実習Ⅰ	1		1	
教育実践分析実習Ⅱ	1		1	
教育評価特論	2		2	
調査・統計法演習	2		2	
発達心理学特論	2		2	
国語科教育法特論Ⅰ	2		2	
国語科教育法特論Ⅱ	2		2	
社会科教育法特論Ⅰ	2		2	
社会科教育法特論Ⅱ	2		2	
数学科教育法特論Ⅰ	2		2	
数学科教育法特論Ⅱ	2		2	
理科教育法特論Ⅰ	2		2	
理科教育法特論Ⅱ	2		2	
音楽科教育法特論Ⅰ	2		2	
音楽科教育法特論Ⅱ	2		2	
美術科教育法特論Ⅰ	2		2	
美術科教育法特論Ⅱ	2		2	
保健体育科教育法特論Ⅰ	2		2	
保健体育科教育法特論Ⅱ	2		2	
家庭科教育法特論Ⅰ	2		2	
家庭科教育法特論Ⅱ	2		2	
生活科教育法特論	2		2	
英語科教育法特論	2		2	
道徳科教育法特論	2		2	
教育課題特論Ⅰ	2		2	
教育課題特論Ⅱ	2		2	
教育課題特論Ⅲ	2		2	
教育課題特論Ⅳ	2		2	

別表〔VI〕 在学期間中に修得すべき単位（第12条関係）

研究科	専攻	課程	修得すべき単位数
人間科学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	43単位以上
		博士後期課程	16単位以上
	人間科学専攻	修士課程	30単位以上
言語文化研究科	言語文化専攻	修士課程	30単位以上
		博士後期課程	16単位以上
情報学研究科	情報学専攻	修士課程	30単位以上
国際学研究科	国際学専攻	修士課程	30単位以上
教育学研究科	学校教育専攻	修士課程	30単位以上